

運動施設使用料金表

施設名		使用料(消費税額を含む。)	
		通常 [9:00~17:00] (1時間当たり)	時間外 [17:00~9:00] 及び休日 (1時間当たり)
グラウンド	第1運動場	3,000円	4,400円
	第2運動場(医学部)	800円	1,200円
	第3運動場	1,200円	1,800円
	第3運動場(夜間照明使用時)	4,500円	5,100円
	教育学部	800円	1,200円
	教育学部附属長野中学校	3,400円	5,100円
	教育学部附属長野小学校	2,200円	3,300円
	教育学部附属松本中学校	1,000円	1,400円
	教育学部附属松本小学校	800円	1,100円
	工学部	1,100円	1,700円
	農学部	1,800円	2,700円
	繊維学部	900円	1,300円
テニスコート	第1テニスコート場	700円	1,000円
	第2テニスコート場	700円	1,000円
	第2テニスコート場(夜間照明使用時)	1,000円	1,300円
	教育学部妻科寮	700円	1,000円
	工学部	700円	1,000円
	農学部	700円	1,000円
	繊維学部	700円	1,000円
体育館	第1体育館	1,900円	2,800円
	第2体育館	1,000円	1,500円
	教育学部第1体育館	1,400円	2,200円
	教育学部第2体育館	500円	800円

	教育学部附属長野中学校	1,000円	1,500円
	教育学部附属長野小学校	1,500円	2,200円
	教育学部附属松本中学校	900円	1,300円
	教育学部附属松本小学校	600円	900円
	工学部	600円	900円
	農学部	1,000円	1,500円
	繊維学部	1,400円	2,100円
武道場	繊維学部武道場(柔道場)	200円	300円
	繊維学部武道場(剣道場)	200円	300円

(注1) テニスコートは1面1時間当たりの使用料を示す。

(注2) 使用時間数に1時間未満の端数を生じる場合の当該端数に係る使用料は、その端数が30分未満のときは、使用料の欄に規定する料金の半額とし、30分以上のときは、使用料の欄に規定する料金の額とする。

(注3) 休日は、土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律(昭和 23 年法律第 178 号)に規定する休日、年末年始期間、夏季 一斉休暇期間とする。